

## 子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省の 2019 年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 13.5%となり、およそ子ども 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言える。

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元年 6 月に改正され、子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。また、同年 11 月には法改正を踏まえ、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。

子どもの貧困対策を推進するには、支援を必要とする子どもたちに対して教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携して支援を行う取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

また、令和 2 年度には家庭の経済状況にかかわらず、高等教育機関に進学するチャンスが確保できるよう高等教育の修学支援新制度が創設され、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化した学生への対応として、学びの継続のための学生支援緊急給付金が創設されたが、全ての意欲ある学生が安心して教育を受けられるようになるためには、今後もこれらの制度の充実が必要である。加えて、高等学校等就学支援金制度についても、学びの保障につながるよう、更なる制度の拡充が求められるところである。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

財務大臣

文部科学大臣

## 学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかし、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国は避難所の収容人数を考慮し、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ることとしている。学校施設において屋内運動場以外を避難所スペースとして活用するためには、耐震化等の施設整備が必要である。さらには、誰もが安心して避難するためにはバリアフリー化の推進も含め、学校施設の防災機能強化を図ることが喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　年　月　日

三重県議会議長　　日　沖　正　信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣